

中小企業タイムズ

5月号

2011年
第654/229号
(毎月1日発行)

今月の見どころ

- 1面 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業
3面 3月の景況は?データから見た業界の動き
4面 組合の活動を紹介
5面 東北地方太平洋沖地震関係
8面 新規採用者紹介

定価100円
昭和36年4月10日
第三種郵便物認可発行所 山梨県中小企業団体中央会 甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階 TEL 055(237)3215 FAX (237)3216
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

4月の出来事

●時事

- 1日 大相撲八百長問題、関与23人角界追放
1日 震災の呼称 東日本大震災に
5日 日本の農産品、25ヶ国で輸入規制
6日 3月の県内宿泊客20万人減、イベント中止は66件
10日 第17回統一地方選
12日 福島原発事故、最悪レベル7
子ども初の脳死判定
(17日まで)

●山梨県中央会ニュース

- 1日 義援物資福島県いわき市に輸送
28日 平成23年度第1回正副会長会議(監査会)

5月の予定

- 16日 第2回正副会長会議
第1回中央会理事会
青年中央会通常総会

小企業者組合の活性化を支援します!!

「小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業」の実施組合を募集

経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業には、特段の政策的な配慮が必要です。小規模事業者の成長戦略を推進する総合的な支援を継続的に行うため本会では、全国中央会の助成事業として、小企業者組合を対象に、小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の実施組合を募集します。

今年度新たに創設されたもので、事業の概要は次のとおりです。

Ⅰ. 本事業の趣旨

小企業者組合の組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィジビリティ・スタディ(案現性調査・研究、さらにはフィジビリティ・スタディの結果を具体化するための

事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援します。

Ⅱ. 事業内容

1. 補助対象となる事業内容

① 組合員及び組合の活性化のために実施する調査・研究

例) ーを活用した市場開拓

首都圏や海外等の新たな需要先の開拓

今後の原材料の安定的確保

消費者ニーズに対応する新たな意匠開発

他分野等との連携による技術開発

物流システムの効率化

伝統技能の継承

等に関するフィジビリティ・スタディ。

② 上記のフィジビリティ・スタディの結果を活用した実現化事業

例) ーの活用や物流効率化等の実証システムの開発

プロトタイプの開発

テストマーケティング等の具体化のための事業

(注: この事業は、フィジビリティ・スタディに続いて当該年度において実施していただくことが条件となります。)

2. 対象組合等

① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従

業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人(以下同じ)以下の会社及び個人)

② 協業組合であって、常時使用する従業員数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったものの。

③ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。

④ 前記①～③に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

3. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は1,200千円を上限とし、総事業費の3分の2を助成します。

(2) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。なお、補助金は精算払いとなりますので、ご注意ください。

対象経費科目	適用
謝金	委員手当、専門家謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、職員等旅費
会議費	委員会のお茶代
印刷費	資料等印刷費、調査票等印刷費、報告書等印刷費
原稿料	報告書等執筆に伴う原稿料
雑役務費	アルバイト代
通信運搬費	委員会等開催通知費、調査票等の発送、資料等の送付
消耗品費	本事業費に必要な消耗品費
借損料	会場等の借上料、機器等の借上料
委託費	集計作業等の委託費

4. 募集期間

平成23年6月1日(水)～7月15日(金)

※事業申請の方法、様式や事業内容の詳細は、担当指導員もしくは山梨県中央会組織開発部組織課(堀内・仲澤)

☎055・237・3215まで。

平成23年度ブランドチャレンジ支援事業費補助金

I 補助対象事業の概要

1. 補助事業の目的

山梨県地場産業振興条例（平成5年山梨県条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により知事が定める山梨県地場産業振興基本方針に基づき、地場産業に関する施策の一環として、「やまなしブランド形成」のため、他の地場中小企業者の新たな事業活動の誘因となりうる先導的事业及び自主努力旺盛な事業に対し、必要な経費の一部を補助することにより、地場産業のブランド化を進めるとともに、地場産業の育成に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

- ① 条例第2条に定める地場中小企業者（資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業を主たる事業として営み、かつ、県内に主たる事務所を有するものをいう。）
- ② 二以上の企業者の集まりであって、その構成員の2/3以上が地場中小企業者であるもの
- ③ 地場中小企業者によって構成されている組合又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び協業組合
 - ウ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第6号）に基づく酒造組合
 - エ 一般社団法人（特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱会することができる旨を定款に定めているものに限る。）
 - オ その他、知事が特に必要と認める団体

3. 補助対象事業

- ① 地場中小企業者等が、産地ブランドの形成や産地イメージアップを推進する事業
- ② 地場中小企業者等が、「地域の優れた資源※」による地場産業製品等の販路開拓のために行う事業

※「地域の優れた資源」とは、山梨県の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」における「鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術」を主として対象とする。

4. 補助金について

補助対象経費		補助限度額		補助率	評価項目
経費区分	経費の内訳	海外販路開拓	その他		
謝金	講師及び助言者等謝金	1補助事業 300万円	1補助事業 250万円	補助対象経費の1/2以内	○地場産業製品等の特徴と競争力 ○事業目的・目標の的確性 ○課題の認識と解決方法 ○実施内容・規模の妥当性 ○実施体制・手段の実効性 ○事業の継続性 ○やまなしブランド形成への波及効果
旅費	講師及び助言者等旅費、研修旅費、打合せ旅費、展示会旅費	ただし、1地場中小企業者は 100万円、	ただし、1地場中小企業者は 100万円、		
庁費	会場借上費、会場整備費、通信運搬費、賃金、教材費、受講料、広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費	2の構成員からなる連携体は 200万円	2の構成員からなる連携体は 200万円		
委託費	調査研究委託費、事業の一部を委託する経費				
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費				

II 応募手続等

1. 応募書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1）
- ② 補助事業計画書（様式第1-1）（7部提出をお願いいたします。）

※様式は、山梨県産業労働部産業支援課のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-shien/brand_chareng/bra_chare_top.html

※提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめ控えをお取りください。

2. 応募受付期間

平成23年4月20日（水）～平成23年5月27日（金）

午後5時までに必着（持参）

※提出書類の確認をいたしますので、来庁日時を事前にご連絡のうえ、お越しく下さい。

3. 審査方法

- ① 審査は、外部有識者等で構成される審査委員会において、書類審査及び面接審査により行います。
- ② 応募者は、審査委員会にご出席いただき、事業計画内容等のプレゼンテーション及び質疑応答を行います。
- ③ 審査委員会は、6月上旬に開催し、採択時期は6月中旬を予定していますが、詳細は別途お知らせいたします。
- ④ 審査における審査区分と評価項目

審査区分	評価項目
事業対象となる製品等の概要	（地場産業製品等の特徴と競争力） 「地域の優れた資源※」による地場産業製品等が競争力を有し、市場における成長が見込まれるか
事業目的・目標と課題	（事業目的・目標の的確性） 明確な目的・目標を設定しているか （課題の認識と解決方法） 目的を実現するうえでの課題を認識し、解決するための方法が明確になっているか
実施内容・実施体制	（実施内容・規模の妥当性） 実施内容や規模が、目的や課題解決方法に照らして適切であるか （実施体制・手段の実効性） 目的実現に有効な実施体制を有するか（目的実現に有効なネットワークを有する者との連携など）、さらに目的実現の可能性を高める有効な手段を有するか
事業実施の効果	（事業の継続性） 事業終了後も継続的に取り組むことが見込まれるか （やまなしブランド形成への波及効果） 産地ブランドの形成や産地のイメージアップなど地域産業の発展や向上につながる効果が見込まれるか

※「地域の優れた資源」とは、山梨県の「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」における「鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術」を主として対象とする。

4. 応募書類提出先及びお問い合わせ先

山梨県産業労働部産業支援課地場産業・市場開拓担当

〒400-8501

甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁本館2階

電話：055-223-8871 FAX：055-223-1534



震災復興

ibuki

息吹

東日本大震災は、現在の我々が経験したことのない大きな被害をもたらしました。中央会も、被災した中小企業への支援を呼びかけたところ、短期間にもかかわらず、会員組合を中心に、多くの義援物資や災害見舞金の協力をお受けしました。中には、自身の会社も計画停電などの影響がある中で、協力もあり、心温まる支援に感謝します。

さて、震災から一ヶ月以上たった今も、被災地の報道を見ると、がれきの山のままであり、福島第一原発の事故は収束が見えない状況にある。平成7年1月の阪神・淡路大震災は、復興に10年かかったといわれ、平成16年10月に発生した新潟県中越地震は、まだ、復興支援が続けられている。今回の震災は、国の復興計画が白紙のままであるにもかかわらず、被災地域がかつてない規模であることから、復興資金に対する増税が検討されはじめているとのことである。バブル崩壊から約20年、未だ国内景気は回復感がない中にあるが、連日の被災地の報道を見るにつけ、巨額の復興資金が必要であらうことは想像される。被災地以外への影響の拡大も懸念されており、多少でも早期の復興が望まれる。

また、復興をその中心で支えるのは地元の人材である。死者・行方不明者が1万8,000人を超えている現在、親を亡くしたり親が離職を余儀なくされた子供たちが多くいるものと思われる。将来の復興を担うであろう子供たちがこのようなことから経済的理由で就学や進学をあきらめることのないような支援を是非望みたい。文部科学省では、被災者に対する大学の授業料の免除や無利子奨学金の利用者枠を拡大した。復興資金が教育面にも有効に配分されることが望まれる。

●山梨県中小企業団体中央会情報連絡員報告

本県の3月の景況は、全業種のDI値が、売上高-36(前年同月比-32)、収益状況-50(前年同月比-18)、景況感-52(前年同月比-22)となっており、業種別のDI値では製造業で、売上高-25(前年同月比-25)、収益状況は-45(前年同月比-5)、景況感-35(前年同月比±0)。非製造業で、売上高-43(前年同月比-36)、収益状況-53(前年同月比-36)、景況感-63(前年同月比-36)となっている。

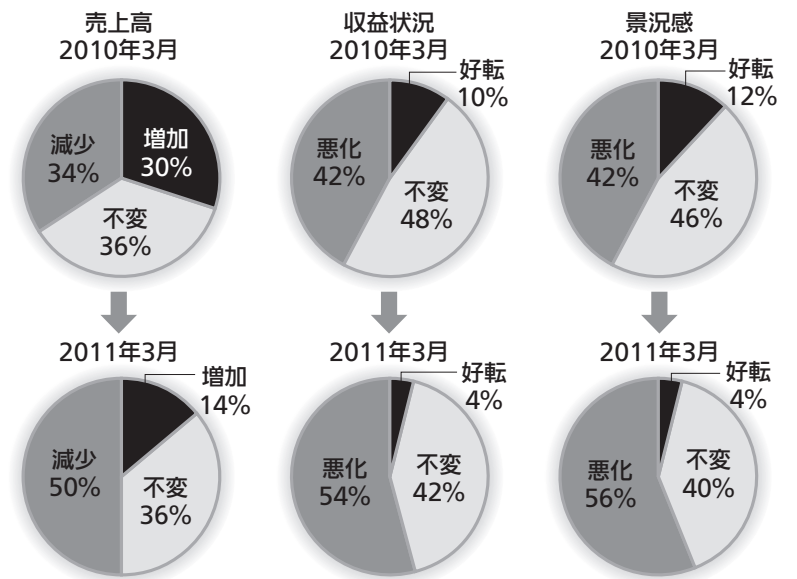
前年同月比では、製造業の景況感が不変であった以外は他の項目でポイントが悪化しており、非製造業においては全ての項目で大幅にDI値が悪化している。前月比では、製造業、非製造業ともに全ての項目でDI値は悪化している。

報告するまでもなく国内では、3月11日に発生した東日本大震災により広範囲に及ぶ未曾有の大災害を経験し、経済は大きな打撃と損失を受け、厳しい状況下おかれている。

今回の調査結果によるDIの悪化は、この大地震を要因とするものであると推測できますが、調査時点では、それぞれの業界における間接的な被害状況が明らかになっていないため、報告に反映されていないものも多く、時間が経過する中で業況の悪化が進むものと懸念される。

情報連絡員による県内の3月の業況報告は、当然のことながら製造業、非製造業ともに、各業界における震災の影響や今後の懸念事項が多かった。特に「計画停電」が各業界に及ぼした影響は、予想以上に大きいものとなっている。

データから見た業界の動き (平成23年3月分)



業界の動き

平成23年
3月分



今回は業況報告と併せ、各業界等における地震の影響と、地震に係る現在及び将来的な経営上の課題、今後の方向性について報告を求めた。

トピックス

業界から一言

●製造業

●食料品(水産物加工)／一旦停電すると機械の立ち上げで2時間を要し、その日の作業が困難。包装資材が入手難。

●食料品(洋菓子製造)／輸出が風評被害で壊滅的狀態。ミルク・いちごは放射能汚染で入手困難。海洋汚染で貝類が使えず。

●食料品(製麺)／売上は例年の6割ほど。従業員は交代で休んでいる。

●繊維・同製品(織物)／問屋の計画の見直し、追加発注数量の減少ないしカット、新規立ち上げ商品の中止があった。

●木材・木製品製造／建築資材が優先的に被災地に送られている。建築需要の減少を懸念。床・パネル用合板が不足。

他の住宅資材も仕入れできず工事がストップ。

●印刷／製紙工場が東北地方にあり紙不足、またインクの不足も懸念。

●窯業・土石(砂利)／前年度繰越物件により上半期の大きな落ち込みはない。東北地方の復旧が急務のため、発注物件以外の新規工事の先送りがある。

●窯業・土石(生コン)／甲府駅北口の建築工事、北巨摩地域の病院、私立高校の工事で出荷があり好転した。リニア、中部横断道の関連工事での入札は引き続き行われ、忙しくなる。

●鉄鋼・金属(1)／自動車の生産調整などにより悪化。計画停電は、設備を一旦止めると立ち上げに時間を要す。

●鉄鋼・金属(2)／特需的な企業もあれば、部品調達が進まないため納入ストップになっている企業もある。

●一般機器／親会社が福島と北上にあり地震以降の納品はストップ状態。

●電気機器／計画停電には就

業時間の変更などで対応。被災地で製造している部品等が一切入荷せず対応を検討中。

●非製造業

●卸売(塗料)／計画停電で土日に切り替えている工場もある。

●卸売(紙製品)／古紙の放射能汚染の可能性があり、輸出がストップ。

●小売(食肉)／原発の畜産物全体への影響に不安。

●小売(水産物)／計画停電でホテル、旅館、飲食店の営業が打撃を受け、納品が激減。今後水産物の放射能汚染問題が消費者の買い控えにつながることを懸念。

●小売(自動車)／メーカー工場が操業停止となり、地震以降納車できない状況が続いている。通常に戻るまでは、少なくとも3ヶ月以上かかる見通し。

●小売(電機製品)／3月末までのエコポイントで売上を期待したが、売上は減少。オイル電化への移行も計画停電の影響で、検討していた消費

電の影響で、検討していた消費者を足止め。今後部品不足により家電製品の出荷不足を予想。

●小売(石油)／原油は高値で推移し、県内給油所は元売各社の値上げ分5円程度の値上げ。東北地方への製品確保と今後発電用重油や復興用の軽油を中心に需要増加が進む。

●宿泊業(1)／地震直後からキャンセルが相次ぎ、合計1万人ものキャンセルで稼働率が20%まで落ち込んだ。建物に被害のあったホテルもある。ツアー・大会の中止、原発事故により、インバウンドの全キャンセル、計画停電により会議・宴会、結婚式の予約が入っていない。計画停電について行政や東京電力に陳情を行った。

●宿泊業(2)／観光客は通常時の10~15%がやっと。外国人、関西方面からの旅行が全く期待できない。

●美容業／計画停電で入店客数が極端に減少。50%以上売上が減少。取組として県内の

被災者に美容施術を行う美容ボランティアを行うなどを予定。

●廃棄物処理／家屋解体等に若干の動き。災害廃棄物一時保管場所の予定地等行政と確認を行う必要がある。

●建設(住宅関連)／合板、樹脂製品の入荷が悪い。復興の需要で資材の高騰が心配。

●建設(鉄骨)／東北地方で9社の鉄工所が被災。プレハブメーカー2社は大量受注で会員工場が分散加工を行っている。

●設備工事(管設備)／公道修理が増加。行政の派遣要請による復興支援部隊の準備を始めている。

●運輸(バス)／4月末までの予約は壊滅的に取り消し。出勤調整をしている会社もある。

●運輸(トラック)／計画停電で、荷主企業の操業に支障が生じ出荷量が減少。

業界の声

釜無工業団地協同組合
事務局長 小倉 隆彦氏



業界の現況は?

東日本大震災前までの組合員の状況は、平均して前年対比約3%の成長傾向でした。しかし、震災後は経営状況も一転し、各組合員にはさまざまな影響が出てきています。

一番の大きな影響は、先日まで行われていた「計画停電」です。計画停電時には、当然ながら機械がストップしてしまつたため、製造が行えなくなりました。また、なかには機械を起動させるのに数日かかるものもあり、計画停電時には、これらの機械は完全にストップせざるを得なくなりました。この影響により、製造量は以前の半分程度に減少してしまいました。そのため、勤務体系等の見直しも必要となり、組合員の中には、休業を余儀なくされた企業も出ていました。

その他、仕入れ先、納品先を東北地域に持つ組合員も多く、震災により、それら取引先企業との取引が行えず、モノが製造できない、製造できたとしてもその納品先がない等の影響が出ています。

今後の展開は?

先述したとおり、組合員において「停電」は事業を行う上で大変な不利益となります。そのような中で、今夏予定している「電力使用制限」は、組合員の間では非常に危惧されています。

当組合の組合員は工場などを持っているため、東京電力が計画している電力使用制限の大口需要者にあたる可能性があります。今現在でも、出来る限りの節電は行っているものの、やはり消費電力の減少は、組合員の経済活動に支障をきたします。ただ、震災によるこの厳しい状況を無視すること

もできず、出来る限りでの協力はあると思っています。そのため、今後はどのようなにすれば組合員への経済活動の影響が最小限に済むのか等を検討していきます。



組合事務所

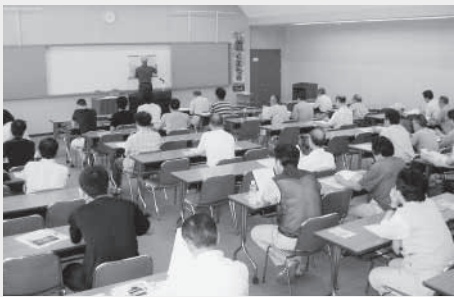
使って安心、確かな品質 品質表示のある畳

ACTIVE KUMIAI

甲府畳工業協同組合

甲府畳工業協同組合（望月眞一理事長）は、消費者への安全・高品質の畳の普及に取り組んでいる。全日本畳事業協同組合と（勸）日本規格協会が主催する品質管理責任者制度では、3日間のセミナー受講と試験をクリアした者を品質管理責任者として認定し、畳製品に添付する日本工業規格（JIS）に基づいた品質表示の証紙を定めている。この安心安全の証である品質表示のシールは、新しい畳はもちろん、メンテナンス加工における裏返しや表替えでも品質管理責任者のみが添付できる。また、責任者は工事の際に品質表示の内容説明およびメンテナンス方法の説明を行う。ほとんどの組合員が認定を受けており、さらに組合内での認定取得促進と一般消費者への普及に努めている。望月理事長は、「昨今、訪問販売やDMちらしなどで安価で比較的品質の低い畳が出回っている。お客様には是非信頼の品質表示シールがついた畳を選んで頂き、今後も安心していただける品質の畳を提供したいと思う。」と話している。

また、業界では、畳の原材料である草の美しい緑色にちなみ長年「みどりの日」として親しまれた4月29日と、畳を上げての大掃除を推奨するという意味で「清掃の日」9月24日を「畳の日」としている。組合では、4月29日に甲府駅南口の山交百貨店前と信玄公像前にて、畳の原料である草の配布など畳についてのPRを行った。



品質管理責任者制度セミナー

「畳は高温多湿の日本の気

候風土の中から創り出された自然循環する地球環境にやさしいフロア材です。断熱性や保水性、吸放湿性、吸音性、弾力性の特性があり、有害物質を吸着するといった働きもあります。香りにはリラックスをもたらし成分が含まれ、視覚的にも自然色が安らぎを与えてくれます。和室が落ち着くのはこのような理由からです。これから梅雨の湿度の高い時期に入りますが、畳

は畳表の裏返しを2〜3年で、表替えを3〜5年で、染み抜きなどの適切なメンテナンスを行うことにより長持ちさせることができます。畳についてのご相談は、知識が豊富で、メンテナンスのアドバイスができるプロの畳職人におまかせください。」

■組合 0555-2333-7936 まで



安心の品質表示シール

地球環境に優しい組合活動

ACTIVE KUMIAI

協同組合同母工業団地工業会

協同組合同母工業団地工業会（中村篤人理事長）は、組合員にブドウの苗木を4月13日（水）に配布し「緑のカーテン」造りへの協力依頼をした。



ブドウの苗木のチェック

これは、甲府市地球温暖化対策地域協議会が、地球の環境に優しい活動として提案するブドウを使った「緑のカーテン」の造り方の「こつ」や「手入れ」の方法を確立し、県内の多くの事業所に広める足がかりとした活動に協力し、昨年組合事務局で事務所の南側の窓際に「スチューベン」という種類のブドウの苗木2本を試験的に植え「緑のカーテン」を育てた。「緑のカーテン」の効果は、日差しを遮るとともに、見た目にも事務所を涼しくし評判もよかったこともあり、組合では冷房を押さえ節電に役立ち、また、二酸化炭素を減量し地球温暖化対策に役立つブドウによる「緑のカーテン」造りを組合事業の一環として実施したものである。

山梨環境カウンセラー協会によると、通常「緑のカーテン」は、ゴーヤーやヘチマ、アサガオなどの一年草が多いが、ブドウは葉が広がるまで2〜3年かかるが、植え替え等の手間もかからないで、確実に日差しを遮ってくれる効果は大きく、また、山梨のイメージにも合致しているためブドウの「緑のカーテン」を推進しているとのこと。



苗木の移植風景

当組合では、従来から深刻さを増す地域環境問題について、組合員企業が共通の認識に立ち、環境調和型の工業団地を目指す方針を確立し環境保全対策事業の一環として、廃棄物ゼロを目標に資源循環型社会を構築する構想であるゼロ・エミッション事業も実施している。

組合員のAA利用促進をめざして 全国に先駆け 「せり共有化システム」を導入！

ACTIVE KUMIAI

山梨県中古自動車販売商工組合



挨拶を述べる樋口理事長

の会場には多くの来賓・組合員が出席した。

このせり共有化システムは、他県のJU会場が共同利用するせりシステムとリアルネットワークシステムを1つのクラウドシステムで一体開発し、運営を行う複合ネットワークの総称である。同システムを導入した会場は、インターネット回線で接続が行われ、せり参加者はPOS付きのパソコンで応札を行う形となる。また、導入会場は自動的にJUリアルネットワークの接続会場になることに加え、これまで実施するには別途費用が発生していたサテライト開催も、コストをかけずに行えるようになる。

システム共有化会場のPOS端末は、入札や商談ができる機能を備えている。また、タッチパネル式のディスプレイを採用したことにより、直感的に操作でき、より簡単に検索ができるようになった。

当システム導入に際し、樋口理事長は、「このせり共有化システムの導入により、開催同日の他県出品内容が確認でき、落札も可能となる。また、当組合からの出品も、他県からの組合員のメルリットは確実に増加する。中古自動車販売業も厳しい時代だが、これを機に当組合のAAを活用して、組合員の経営向上に繋げてほしい。」と述べていた。



オークション会場の様子

東日本大震災

支援物資を被災地福島県いわき市へ

■組織開発部長 小佐野 時 雄

4月1日朝7時より中央会役職員総出で、組合等から預かった大切な支援物資を11ト大型トラック2台に積み込み、8時30分、内藤会長や役職員の見送りを受け、新海専務理事と私(小佐野)は2台のトラックに分乗し、一路被災地の福島県いわき市を目指し出発した。

甲府昭和インターから中央高速道路に乗り、首都高速道路を順調に進み、首都圏を抜け常磐自動車道に入ったところの守谷サービスエリアで休憩を取った。

茨城県水戸市を過ぎ、関東平野を抜けたところから、常磐自動車道は、段差が目立つようになり、トラックが大きく弾むようになった。常磐自動車道は、段差を無くすための修理の痕が多く目立つようになり、山間の家々に目をやれば、地震の揺れで瓦が落ちた後の雨漏り対策か、屋根にブルーシートが乗せられている家が多くなってきた。しばらく常磐自動車道を北上し、午後1時20分頃茨城県の中郷サービスエリアで昼食をとった後、いわき中央インターを降り、午後2時30分頃、福島県中央会の浜総括事務所がある福島県いわき合同庁舎に到着した。片道やく350kmの道のりだった。

合同庁舎では、福島県中央会の穴沢副会長、伊藤浜総括事務所長と、羽田事業支援課主事の出迎えを受け、二瓶福島県いわき地方振興局長に挨拶をした。



目録引き渡しの様子

後、支援物資を穴沢副会長に引き渡した。引き渡し終了後に、いわき市の災害対策本部が設置されているいわき市消防本部にいわき市渡辺市長を表敬訪問し、地元新聞の記者団も同席する中で懇談した。



渡辺いわき市長との懇談の様子

この中で渡辺市長は、「報道で支援物資は、かなりの量が集まっているとの報道がなされているが、現場はまだ不足しているため、このような支援物資は、非常に助かる。いわき市は、この震災で5重苦を味わっている。1つは、もちろん地震災害、2つ目は、津波災害、残りの3つは、本市は、福島第一原発から30kmの距離にほんの少ししかかるため、原発問題で、風評被害と原発からの避難者の受け入れと、さらに本市からの避難者対策である。非常に苦勞している。」と語っていた。

この間支援物資は、集積場になっているいわき平競輪場に、自衛隊の手伝いの元、搬入された。

いわき市内は、全体的には、落ち着きを取り戻しているように見えたが、よく見ると、建物と道路の間に大きな段差ができていたり、市役所の本庁舎のような公共な建物ですら使用禁止となっていたり、また、ほとんどのガソリンスタンドが閉鎖しており、あいているガソリンスタンドには、長蛇の車の列ができていた。

すべての作業を終了し、午後4時帰途についた。帰途は、一回の休憩を挟んだだけで山梨県中央会事務所に午後10時に帰ってきた。

追伸

今回のトラックの手配は、社団法人山梨県トラック協会に協力をいただき、山梨通運株式会社の長澤さんと甲府トラック運送株式会社の小俣さんが、運転手として私とともに一緒にいわき市まで同行していただいた。両名の運転手さんお疲れ様でした。

大震災と中国人実習生

■山梨県アパレル工業組合 実習生受入事業運営会会長 川手 正 紀

私は病床で激しい揺れに見舞われた。そう3月11日のまさに日本を震撼させたあの震災の日のことである。その時は、まだその後の組合の悩みの発端になろうとは思っても見なかった。

震災の2日後、半年前に帰国した研修生の一人から電話があった。3年間過ごした会社の心配と、同じ地域の後輩の家族から依頼されての状況確認であった。その後の数日間は派遣会社から毎日「留守家族が心配している、現状はどうか」との問い合わせがあり、「心配しないで」「安心して」と返信していた。

退院する頃には収まっているだろうと楽観していた。しかし放射能のニュースは拡大するばかり、中国の留守家族はパニック状態。47人の実習生全員にそれぞれの家族から帰国を促す電話が入り続けた(3月15日時点実習生数:7社47人)。

退院したらすぐに行くからその間頑張ると、各企業の実習生代表に電話した。更に、組合通訳、中国側通訳から連日電話で安心して仕事をしよう連絡した。

29日退院となり、翌日各企業を回り実習生全員と会話を交わした。全員が「家族が帰って来い」と連絡があったとのこと。本人も帰りたいと意志を示したのは2人だけで胸をなで下ろした。彼女たちもすごく悩めるのが手に取るようにわかる。しかし彼女たちのことを考えると、無事に3年の研修期間を終了し帰るのが一番よい選択だ、期間の満了で何とか中国へ帰りたい。

4月初旬、実習生の管理団体であり組合の指導機関でもある国際研修協力機構に、現状報告及び全国の状況を聞きに行った。震災対応の部署を設け、震災地域はもとより全国の状況把握で多忙のため短時間の接触となった。震災地ではほぼ全員が帰国、影響のない四国、九州の実習生の帰国も報告されているとのこと。激励を受け帰途についた。

4月も10日過ぎ、少し落ち着いてきたかと思ったら今度はレベル7に引き上げとのニュース。中国から「テレビ報道がすごい」「留守家族の家庭訪問をする」との連絡。それは当然だろう、我々だってどうなっているのか分からない。日本人の我々にも今後の見通しが分からない、どう説明すればいいのだろう。

中国からみれば日本は一つの地域、中国の一省の大きさだ、衝撃の大きさは理解できる。「もし私が死んだらその責任はどうなるのか…」そんな言葉まで出てきた。政府でもどこでもいい終息の見通しだけでも早く示してほしい。そんな中、4月19日に2人の帰国が決まった。時間をかけて説得、説明したが家族の希望、本人の不安はより強いものだった。

5月中旬、第8期生の選考を中国江蘇省で行う予定が組んである。それも悩みの種である。これまでのように日本への希望者が予定通り集まりそうにない、延期も考えたが前に進むことにした。面接から入国まで半年掛かるが、その間に好転しないようなら白紙に戻すとの条件である。今後の好転を期待しながらの決断だ。こんな時期に中国と接触を持てるのもよい機会だと、更に友好を深めていこうと考えている。

大震災、原子力発電事故から間接的な損害を受け、危機の対処からも多くのことを学んだ。今後の組合運営にも多くの教訓があった。まだ前は見えないが明るく元気に頑張っていこう。



中国人実習生と川手正紀氏(撮影当時理事長)



実習生作業の様子

平成22年度 山梨県の労働事情

1. 調査概要

(1)調査目的

山梨県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的に実施しているものである

(2)調査の方法

本会において、全国中小企業団体中央会が作成した「中小企業労働事情実態調査票」を調査対象事業所に配布し、回答を求めた。

(3)調査時点

平成22年7月1日

(4)調査対象事業所数

従業員規模300人未満の民営事業所（農業、水産を除く）600事業所

※製造業：330事業所、非製造業：270事業所

(5)調査対象産業

- i. 製造業 ①食料品 ②繊維工業 ③木材・木製品 ④印刷・同関連
⑤窯業・土石 ⑥化学工業 ⑦金属、同製品 ⑧機械器具
⑨その他
- ii. 非製造業 ①情報通信業 ②運輸業 ③建設業 ④卸売業 ⑤小売業
⑥サービス業

(6)調査回収状況

有効回答数：224事業所（製造業：118事業所、非製造業：106事業所）

回答率：37.4%

(7)調査内容

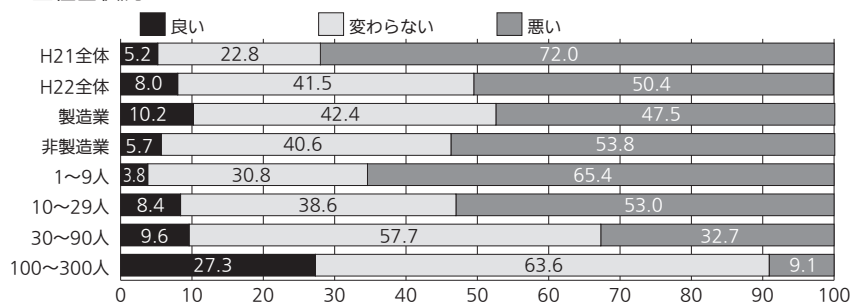
- i. 経営について ii. 従業員（パートタイム労働者を除く）の労働時間について
iii. 従業員の有給休暇について iv. 障害者の雇用について
v. 高齢者の雇用について vi. 最低賃金引き上げについて
vii. 新規学卒者の採用について viii. 賃金改定について

2. 調査結果

(1)経営状況は『悪い』が21.6%減

- 経営状況は前回調査に比べ、「良い」（2.8%）が増、「変わらない」（18.7%）が増、「悪い」（21.6%）が減となった。業種別では、製造業・非製造業とも「悪い」の割合が比較的高いが、昨年に比べると「悪い」の割合が減少しており、両者とも経営が上向いていることがうかがえる。
- 経営上のあい路では、「販売不振・受注の減少」（63.2%）がトップとなり、「同業他社との競争激化」（47.5%）を15.7ポイント上回る結果となった。
- 経営上の強みでは、製造業では「製品の品質・精度の高さ」（41.5%）が、非製造業では「顧客への納品・サービスの速さ」「組織の機動力・柔軟性」（33.0%）がトップとなった。一方で「企業・製品のブランド力」を強みとする企業は少ないようである。

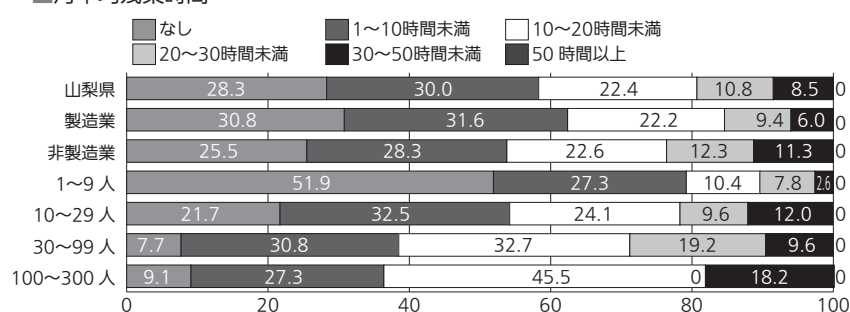
■経営状況



(2)半数以上が『残業なし』

- 従業員1人あたりの週所定労働時間は、業種全体では「40時間」（52.9%）が半数以上を占めている。製造業に比べ非製造業では、週所定労働時間が40時間を超える企業の割合が高い（非製造業72.6%、製造業58.1%）。
- 従業員規模別では、月平均残業時間が「10時間未満」の割合では、企業規模が小規模な事業所ほど月平均残業時間が少なくなっており、従業員数が「1～9人」の事業所では、半数以上が「残業なし」と回答している。

■月平均残業時間

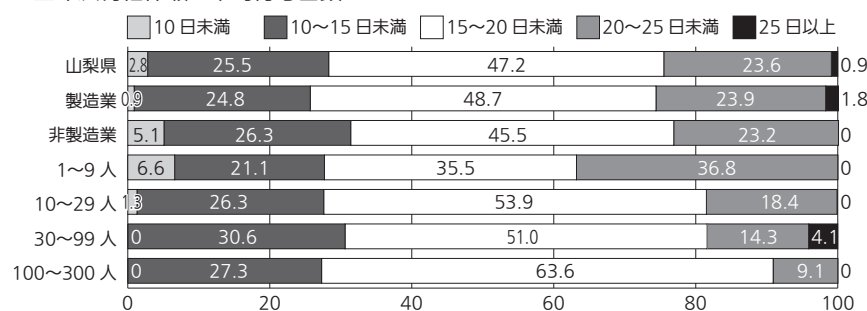


(3)山梨県全体では、平均付与日数が16.05日

- 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」（47.2%）がトップで、「10～15日未満」（25.5%）、「20～25日未満」（23.6%）、「10日未満」（2.8%）、「25日以上」（0.9%）の順となっている。また、山梨県全体における年次有給休暇の平均付与日数は、16.05日となっており、全国平均の15.34日に比べ0.71日多くなっている。
- 年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」（39.2%）がトップで、「10～15日未満」（27.4%）、「5日未満」（20.3%）、「15～20日未満」（9.9%）、「20日以上」（3.3%）の

順となっている。製造業に比べ、非製造業における「10日以上」の年次有給休暇の平均取得日数の割合が高くなっている。

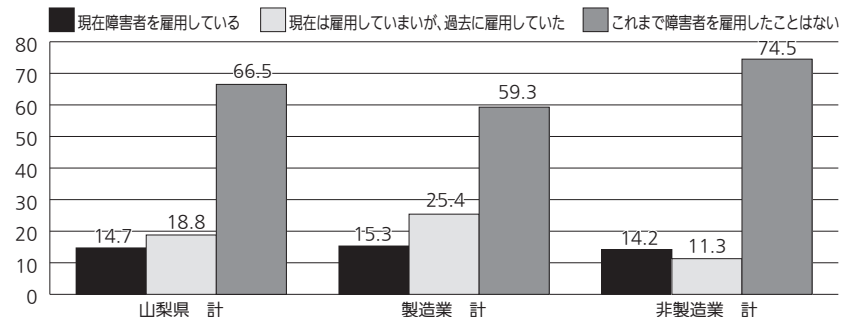
■年次有給休暇の平均付与日数



(4)障害者の雇用状況の厳しさ

- 障害者の雇用状況は、「これまで障害者を雇用したことはない」（66.5%）がトップで、「現在は雇用していないが、過去に雇用していた」（18.8%）、「現在障害者を雇用している」（14.7%）の順になっている。企業の半数以上が障害者の雇用を行ったことがないことがわかった。
- 雇用している障害者の人数は、「1人」が最も多く51.5%、「2人」が36.4%、「4人」が9.1%、「3人」が3.0%となっている。半数以上が、「1人」は採用しているが、「なし」「5人以上」については0%と障害者の雇用状況の厳しさがうかがえる。
- 障害者を雇用するに当たっての課題は、「担当業務の選択」が46.2%、「作業の効率性」が35.4%、「職場設備の改善」が33.2%、「周囲とのコミュニケーション」が17.0%の順となっている。業種別では、製造業・非製造業ともに「担当業務の選択」が半数近くを占めている。

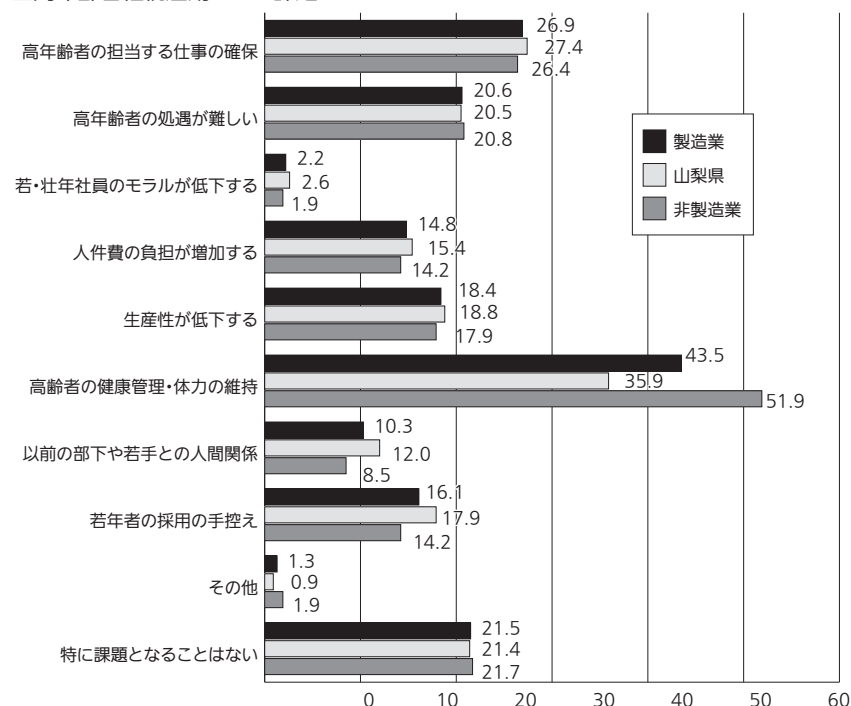
■経障害者雇用の有無



(5)高齢者を継続雇用する企業は半数以上

- 65歳までの高齢者雇用確保措置への対応状況は、「継続雇用制度を導入している」（58.5%）が半数以上を占める結果となった。企業の半数以上が高齢者雇用に対して何らかの措置を講じていることがうかがわれる。
- 継続雇用の高齢者の雇用形態は、「嘱託職員・契約社員」（53.4%）、「正社員」（38.2%）、「パート・アルバイト」（32.1%）となっており、半数近くが正規の職員として勤務していることがうかがえる。
- 製造業では、高齢者継続雇用による課題は、「高齢者の健康管理・体力維持」（43.5%）、「高齢者の担当する仕事の確保」（26.9%）、「特に課題となることはない」（21.5%）、「高齢者の処遇が難しい」（20.6%）の順となっている。非製造業で「高齢者の健康管理・体力維持」が半数を占めている。
- 65歳以上の高齢者の雇用状況は、製造業・非製造業ともに、半数近くがすでに高齢者の雇用を行っていることがわかった。

■高齢者継続雇用による課題

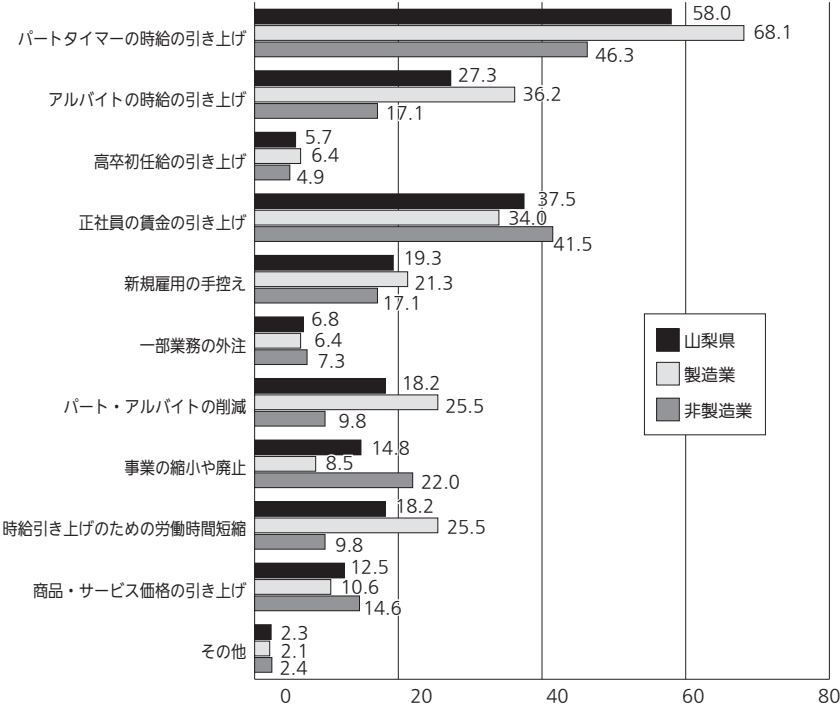


(6)最低賃金の引き上げは企業にとって影響あり

- 政府では最低賃金の全国一律時給800円以上への引き上げ議論を行っているが、このことが中小企業の経営にどの程度の影響を与えるかをみた。本県では、最低賃金引き上げの影響は、「ほとんど影響はない」が半数を占めているが、「大きな影響がある」と

「多少影響がある」を合わせると39.2%と、事業に何らかの影響があると考えられる。
・最低賃金引き上げの影響がある場合の必要な対応では、製造業、非製造業ともに「パートタイマーの時給の引き上げ」との回答がトップであった。

■最低賃金引き上げの影響がある場合の必要な対応



(7)採用計画がある企業は、昨年より3.3ポイント増

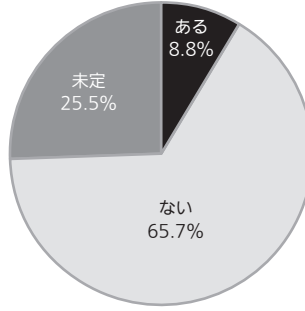
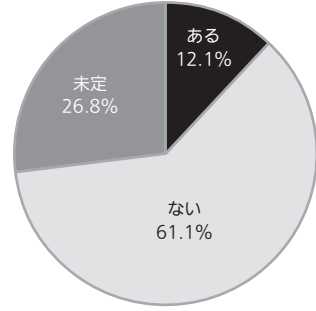
- ・平成22年3月新規学卒者(第2新卒者、中途採用者を除く)の平均初任給では、技術系・事務系ともに、「大学卒」の初任給が他を大きく離している。
- ・新規学卒者の採用充足状況は、「山梨県」では技術系93.9%・事務系95.2%となっており、ほぼ充足しているとの回答であった。

- ・平成23年3月の新規学卒者の採用計画は、「ある」と回答した事業所は12.1%となり、昨年に比べ3.3ポイント増加した。

■平成23年3月新規学卒者の採用計画

■平成22年3月新規学卒者の採用計画

(参考)



(8)改訂後平均賃金が改定前平均賃金上回る

- ・平成22年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況は「引上げた」(25.4%)、「引下げた」(4.5%)、「今年は実施しない(凍結)」(33.0%)、「7月以降引上げる予定」(6.3%)、「7月以降引下げる予定」(0.9%)、「未定」(29.9%)という結果となっている。
- ・賃金改定を実施した事業所の改定後の山梨県平均賃金は269,382円、平均昇給額は1,022円、平均昇給率は0.34%となっている。対象回答数138事業所での結果ではあるが、改定後平均賃金が改定前平均賃金を上回っており、結果として平均昇給率が0.34%となった。

■賃金改定前後の平均賃金、平均昇給額及び平均昇給率(単純平均)

	改定前平均賃金	改定後平均賃金	平均昇給額	平均昇給率
山梨県	268,360	269,382	1,022	0.34
製造業	263,833	266,865	3,032	1.15
非製造業	273,443	272,209	-1,234	-0.45
1～9人	267,597	266,084	-1,513	-0.57
10～29人	267,025	268,276	1,251	0.47
30～99人	266,670	270,706	4,036	1.51
100～300人	295,154	297,480	2,326	0.79

労働基準法等に関するQ&A (第2版)

派遣労働者の雇用管理について

Q2-1

派遣先の事業場が震災の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。

A2-1

派遣中の労働者の休業手当について、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用者についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用者について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうかが判断されます。なお、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるかどうかの考え方は、Q4・A4及びQ5・A5(中小企業タイムズ4月号労働基準法等に関するQ&A)をご覧ください。また、今回の震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、休業についての手当等が支払われ、雇用保険の適用事業所であるなどの要件を満たせば、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。これらの助成金の詳細については、Q3・A3(中小企業タイムズ4月号労働基準法等に関するQ&A)をご覧ください。

※派遣元の使用者は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることに努めていただくようお願いいたします。

※平成23年3月28日に厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、「労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めていただくこと」、「やむを得ず休業する場合でも、雇用調整助成金を活用するなど、休業について要請しています。」

Q2-2

場合にあっても、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当での支払いに努めていただくこと」等について要請しています。

派遣先の被災等により、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解除されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時に解雇することは許されるのでしょうか。

A2-2

まず、「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」とは別であることに留意する必要があります。派遣元と派遣労働者との間の労働契約は、契約期間の定めのない労働契約である場合(無期労働契約)と契約期間の定めのある労働契約である場合(有期労働契約)があります。有期労働契約の解雇については、労働契約法第17条第1項において、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されていることを踏まえ、適切に対応されることが望めます。派遣元の使用者は、派遣先での業務ができなくなったり、派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除された場合でも、そのことが直ちに労働契約法第17条第1項の「やむを得ない事由」に該当するものではないことに注意してください。また、派遣元の使用者は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることに努めていただくようお願いいたします。

※平成23年3月28日に厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、「労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めていただくこと」、「やむを得ず休業する場合にあっても、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当ての支払いに努めていただくこと」等について要請しています。」

編集後記

5月5日と言えば「端午の節句」「こども日」ですが、実は端午は元々女性の節句だったのです。

5月5日を端午とする風習は、3世紀の中国、楚で始まったとされています。

男性が戸外に出払い、女性だけが家の中に閉じこもって、田植えの前に穢（ケガ）れを祓い、身を清める儀式を行う五月忌みという風習があり、これが中国から伝わった端午と結び付けられました。

鎌倉時代頃から、菖蒲の葉が剣を連想させるなどから、端午は男の子の節句とされ、男の子成長を祝い健康を祈るようになったそうです。

以上、雑学でした…5月病に負けず頑張りましょう！

●ご意見・ご要望は、中小企業タイムズ編集班まで

TEL 055-237-3215 FAX 055-237-3216

E-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

新採用職員紹介

4月から新たに5名の職員を採用しましたので紹介します。



羽田 幸徳氏

●富士・東部地域雇用安定強化事業 雇用安定強化員



桜井 隆男氏

●最低賃金総合相談支援センター コーディネーター



浅川 かおり氏

●中小企業新卒人材採用支援事業 嘱託職員



田辺 清氏

●中小企業新卒人材採用支援事業 コーディネーター



堀内 登喜夫氏

●中小企業新卒人材採用支援事業 コーディネーター

365日。24時間。

トラックは毎日走り続けています。雨の日も、風の日も、暑も寒も、生活に必要なものを運ぶために、今も全国各地を走っています。それは、国内貨物輸送の9割以上を担っているという責任があるから。私たちは、安全に、確実に輸送を続けるために、「運輸安全マネジメント」など具体的な安全対策やコンプライアンスの徹底を行っています。また、かけがえない環境を未来に残すため「アイドリングストップ運動」や「低公害車の導入促進」などにも積極的に取り組み、一歩ずつ確かな前進を続けています。トラックは、私たちの暮らしを支えている大事なライフラインとして、これからも走り続けます。

トラックが運んで守る生活（くらし）と環境

(社)山梨県トラック協会(環境保全対策委員会)
(社)全日本トラック協会
後援/山梨県 関東運輸局山梨運輸支局

山梨県中小企業団体中央会が推進する
安い掛金で 大きな安心

自動車共済

24時間事故受付で、緊急連絡にそなえて万全の事故処理体制をとっています。万一の事故のときは、顧問弁護士や専門職員が示談交渉にあたり、解決するまで協力します。

関東自動車共済協同組合
山梨県支部

〒400-0035 甲府市飯田 4-4-2 自動車共済ビル
TEL 055-237-8331 (代)

セーフティネット貸付の 情報 BOX

ご案内

～日本政策金融公庫～

東日本大震災により計画停電や風評被害等の影響を余儀なくされ、一時的な業況悪化により資金繰りに支障をきたしている又はおそれのある場合、当制度が利用出来ます。まずは日本政策金融公庫(旧こくきん、以下“公庫”)の甲府支店に相談に行かれることをおすすめします。

当制度に限らず、貴社の実態に応じて他の制度もご利用になれることもあります。

売上激減

東日本震災の発生による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来している場合。

最寄の公庫支店に電話連絡の上訪問日時打ち合わせ。
<http://www.jfc.go.jp/branch/index.html>

必要書類(注1)を用意し、相談開始

注1:必要書類 個別ケースによって提出書類が異なる場合があります。

個人営業の方	法人営業の方
■申告決算(最近2期分)	■法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本書 ■最近2期分の確定申告・決算書(勘定科目明細書含む) ■最近の試算表
※いずれの方にも必要な書類 ■企業概要書(はじめて公庫をご利用される方のみ) こちらからダウンロード出来ます http://www.jfc.go.jp/k/pfcj/pdf/kigyoy_gaiyousyo110401.pdf ■見積書(設備資金をお申し込みの場合。運転資金のみの場合は不要)	

融資内容

- ①融資限度額(国民生活事業(旧こくきん)の場合)
 - ・4,800万円
- ②貸付利率・2.25%～(平成23年4月1日現在)
 - ※雇用の維持、売り上げの大幅な減少等一定の要件に該当する場合、標記金利から融資後3年間最大0.5%低減可能です。
- ③貸付期間()内は元金据置期間
 - ・運転資金:8年以内(3年以内)
 - ・設備資金 15年以内(3年以内)
 - ※ご融資期間等によって異なる利率が適用されます。
 - ※審査の結果、お客様のご要望に沿えないことがあります。

お問合わせ先

日本政策金融公庫甲府支店
国民生活事業
〒400-0031
甲府布丸の内2-26-2
電話 055-224-5366
融資相談係